

新型コロナウイルス感染防止のため、変更・中止になる場合があります。
最新情報はホームページなどをご確認ください。

記号の意味 日日時 場所 対象 内容 講師 期募集・受付期間 費用 持ち物 託託 休休み
 申込 ☎電話 ☎窓口 郵便 FAX ファックス E-mail インターネット
 定員 (先着 抽定員を超えると抽選) 問い合わせ ☎電話番号 FAX ファックス E-mail



みつきいナビ

健康

相談

人権の目

募集

子育て

教室・講座

くらし

催し

施設

催し

第59回 三木市菊花展覧会

日 10月20日(火)～11月7日(土)
 午前9時～午後5時
 場 文化会館前
 内 愛好者による菊花の展覧会
 問 (市)文化・スポーツ課



ぐるっとワールド in MIKI～世界を知ろう！体験しよう！～

日 10月25日(日) 午後1時30分～3時30分
 場 市民活動センター 3階大会議室
 内 市内在住外国人によるクイズと母国の紹介
 期 10月20日(火)
 申 ☎窓郵 FAX 定 先 50名(要申込)
 問・申込 国際交流協会 ☎FAX 89-2318



第4回みつきハイキング(加西市共催)「根日女物語」の舞台を訪ねて 玉丘古墳とギネス地球儀散策コース(約10km)

日 10月31日(土) 午前9時～11時
 ▼コース 北条鉄道播磨横田駅(集合)→県立フラワーセンター→玉丘史跡公園→丸山総合公園(ギネス地球儀)→北条鉄道北条町駅
 ・新型コロナウイルス感染防止のため、「フリーハイキング」で開催します。
 ・雨天または雨天が予想される場合は中止することがあります。
 ▼当日の問い合わせ(午前7時以降)
 神戸電鉄鈴蘭台駅 ☎078-591-0064
 問 (市)観光振興課 観光振興係

見ごろ聞きどき

問 観光協会 ☎83-8400 休 火曜 ▲ホームページはこちら



古式鍛錬

日 10月4日(日)午前10時～
 場 金物資料館横の古式鍛錬場(上の丸町)
 内 鍔の古式鍛錬を披露



旧小河家別邸(国登録有形文化財) 入館無料

▼開館日 木～日曜、祝日 午前10時～午後4時

播州三木秋まつり 中止のお知らせ

今秋、市内各地域で予定されていた「播州三木秋まつり」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました。



印刷物全般から商品開発・販売・広告まで。あらゆるプロモーションを総合プロデュース。

【営業品目】
 マニュアル/カタログ/パンフレット/会社案内
 カレンダー/ポップ/名簿/その他印刷物全般

MEIKO PRINTING CO.,LTD
明光印刷株式会社
 本社 兵庫県明石市二見町南二見17-14
 TEL.078-944-0086
 FAX.078-942-3099
 E-mail: meiko@meiko-p.co.jp

広告

くらし

土地取引の届出をお忘れなく

一定面積以上の土地取引をした場合は、契約日から2週間以内に、市を經由して知事に届け出が必要です。

▼届出が必要な面積

- ・市街化区域2,000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域5,000㎡以上
- ・都市計画区域以外の区域10,000㎡以上

問 (市)建築住宅課 指導係

はかりの定期検査

計量法の規定に基づき、市内ではかりを取引や証明に使用している店舗、事業所などへ訪問し、検査を実施します。

▼検査実施機関

(一社)兵庫県計量協会

▼検査期間

10月27日(火)～11月19日(木)

問 (市)商工振興課 商業労政係



最低賃金が900円/時に改正

兵庫県の最低賃金が10月から時間額900円(改正前は899円)に改正されました。

最低賃金は、パートタイマー、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

問 兵庫労働局 労働基準部 賃金室 ☎078-367-9154

市政懇談会の開催日程のお知らせ(10月～11月1日)

日程	時間	地区	場所
10月16日(金)	午後7時～	志染	志染町公民館
10月25日(日)	午後6時～	別所	別所町公民館
10月30日(金)	午後7時～	三木	中央公民館
11月1日(日)	午後3時～	緑が丘	緑が丘町公民館

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は傍聴を取りやめます。

問 (市)市民協働課 生涯活躍のまち推進係

10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽は適切な維持管理が必要です。

- ・保守点検は県の登録業者へ
- ・清掃は市の許可業者へ
- ・法定検査は年に1回必ず受けてください

▼実施機関

(一社)兵庫県水質保全センター ☎078-306-6021

問 (市)下水道課 下水道管理係



井戸水の使用・変更には届出を

井戸水などの水道水以外の水を使用して、公共下水道や農業集落排水に汚水を流す場合には、あらかじめ市への届出が必要です。

また、すでに届出をしている方も、次のような変更がある場合は市への報告が必要です。

- ・井戸水から水道水へ切り替えたとき
- ・井戸水を使用する箇所に変更があったとき
- ・転入転出などで使用人数に変更があったとき

問 (市)下水道課 下水道業務係



離婚時の年金分割制度について

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

原則として離婚後2年以内に手続きを行う必要がありますので、早めに、明石年金事務所まで相談してください。

問 明石年金事務所

〒673-8512 明石市鷹匠町12番12号
 ☎0570-05-1165(ねんきんダイヤル)